

厚岸町規則第6号

厚岸町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月5日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則（平成29年厚岸町規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表の介護予防訪問相当サービスの表を次のように改める。

別表（第4条関係）介護予防訪問相当サービス

ア 訪問型サービス費 Ⅰ (週1回程度の訪問)	対象：事業対象者、要支援1・2 1月につき1,168単位	アからカまでについて 1 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70/100	アからカまでについて 1 特別地域介護予防訪問介護加算 +15/100 2 中山間地域等における小規模事業所加算 +10/100 3 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 +5/100
イ 訪問型サービス費 Ⅱ (週2回程度の訪問)	対象：事業対象者、要支援1・2 1月につき2,335単位	2 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一の建物（同一の建物の取扱いは訪問介護と同様）の利用者20人以上にサービスを提供する場合 ×90/100	
ウ 訪問型サービス費 Ⅲ (週2回を超える程度の訪問)	対象：事業対象者、要支援2 1月につき3,704単位		
エ 訪問型サービス費 Ⅳ (週1回程度の訪問、1月の中で全部で4回まで)	対象：事業対象者、要支援1・2 1回につき266単位		
オ 訪問型サービス費 Ⅴ (週2回程度の訪問、1月の中で全部)	対象：事業対象者、要支援1・2 1回につき270単位		

で8回まで)		
カ 訪問型サービス費 VI (週2回を超える 程度の訪問、1月の 中で全部で12回ま で)	対象：事業対象者、要支 援2 1回につき285単位	
キ 初回加算	1月につき +200単位	
ク 生活機能向上連携 加算 (I)	1月につき +100単位	
生活機能向上連携 加算 (II)	1月につき +200単位	
ケ 介護職員処遇改善加 算 (I)	1月につき + 所定単位×137/1000	所定単位はアからクまでにより 算定した単位数の合計
介護職員処遇改善加 算 (II)	1月につき + 所定単位×100/1000	
介護職員処遇改善加 算 (III)	1月につき + 所定単位×55/1000	
介護職員処遇改善加 算 (IV)	1月につき + (III) ×90/100	
介護職員処遇改善加 算 (V)	1月につき + (III) ×80/100	

備考 特別地域介護予防訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度管理の対象外の算定項目である。

別表の介護予防通所相当サービスの表中

ア 通所型サービス費	対象：事業対象者、要支 援1 1月につき1,647単位 ※事業所と同一建物に居 住する者又は同一建物 から利用する者に介護 予防通所介護を行う場 合 -376単位	1 利用者数が利用 定員を超える場合 ×70/100 2 看護又は介護職 員の員数が基準に 満たない場合 ×70/100 3 若年性認知症利 用者受入加算を算 定する場合 +240単位	中山間地域等 に居住する者へ のサービス提供 加算 +5/100
	対象：事業対象者、要支 援2 1月につき3,377単位 ※事業所と同一建物に居 住する者又は同一建物		

	から利用する者に介護 予防通所介護を行う場 合 -752単位		
--	---	--	--

を

「

ア 通所型サービス費	(1) 対象：事業対象者、 要支援1 1月につき1,647単位	1 利用者数が利用 定員を超える場合 ×70/100	中山間地域等 に居住する者へ のサービス提供 加算 +5/100
	(2) 対象：事業対象者、 要支援2 1月につき3,377単位	2 看護又は介護職 員の員数が基準に 満たない場合 ×70/100	
	(3) 対象：事業対象者、 要支援1 378単位/回 ※1月の中で全部で4回 までのサービスを行っ た場合	3 若年性認知症利 用者受入加算を算 定する場合 +240単位	
	(4) 対象：事業対象者、 要支援2 389単位/回 ※1月の中で全部で8回 までのサービスを行っ た場合		

に、

「注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。」

を

「備考

- 1 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。
- 2 アについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下とおりに減算する。

ア (1) 及び (3) 376単位

ア (2) 及び (4) 752単位

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に利用したサービス単価の取扱いについては、なお従前の例による。